

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 土地区画整理事業の施行認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 都道の区域変更（三件）……………三
- ………（建設局道路管理部路政課）…三
- 告 示（収用委）……………六
- 東京都収用委員会規程の一部改正……………六
- 東京都収用委員会の公正な審理の確保に関する規程……………六
- 告 示（消）……………一〇
- 東京消防庁の分室等の名称及び位置の一部改正……………一〇
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………一〇
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一〇
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）…二

告 示

●東京都告示第千五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第千三百四十号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 荒川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・四・五種別及び名 称 十四号荒川公園
- 三 事業施行期間 令和三年十一月五日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

令和三年東京都告示第千三百四十号の事業地のうち、荒川区西尾久六丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分
変更なし

●東京都告示第千五百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づきあきる野市野辺土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 KTD・立金株式会社
株式会社キョーワハウス
- 二 事業施行期間 令和四年十一月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 あきる野市野辺字川原、小川字秋見ヶ崎及び小川字上久保の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称 あきる野市野辺土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 東大和市向原四丁目二十一番地七
- 六 施行認可の年月日 令和四年十一月二十五日
- 七 施行者の住所 KTD・立金株式会社 東大和市向原四丁目二十一番地七
- 八 事業年度 株式会社キョーワハウス 東大和市向原四丁目二十一番地七
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 九 公告の方法 あきる野市役所の掲示板又は施行地区内に掲示する。

●東京都告示第千五百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第二項の規定により、令和元年東京都告示第六百五十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十五日

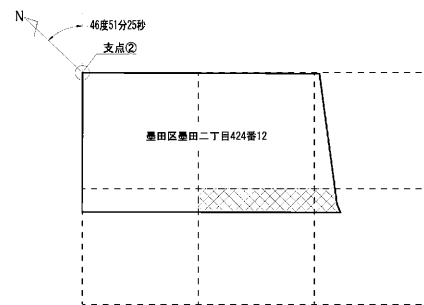
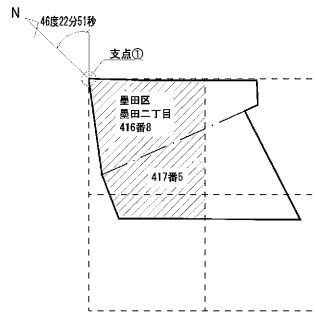
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区墨田二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】
 — 敷地境界
 --- 単位区画
 --- 筆界
 [Hatched Box] 指定を解除する区域
 [Diagonal Line Box] 形質変更時要届出区域
 (令和元年東京都告示第33号により指定した区域)

【支点】
 支点①は、墨田区墨田二丁目416番8の最北端とする。
 支点②は、墨田区墨田二丁目424番12の最北端とする。

【格子の回転角度】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
 支点① 46度22分51秒
 支点② 46度51分25秒

別図

都道山田宮の前線区域変更略図
八王子市美山町地内

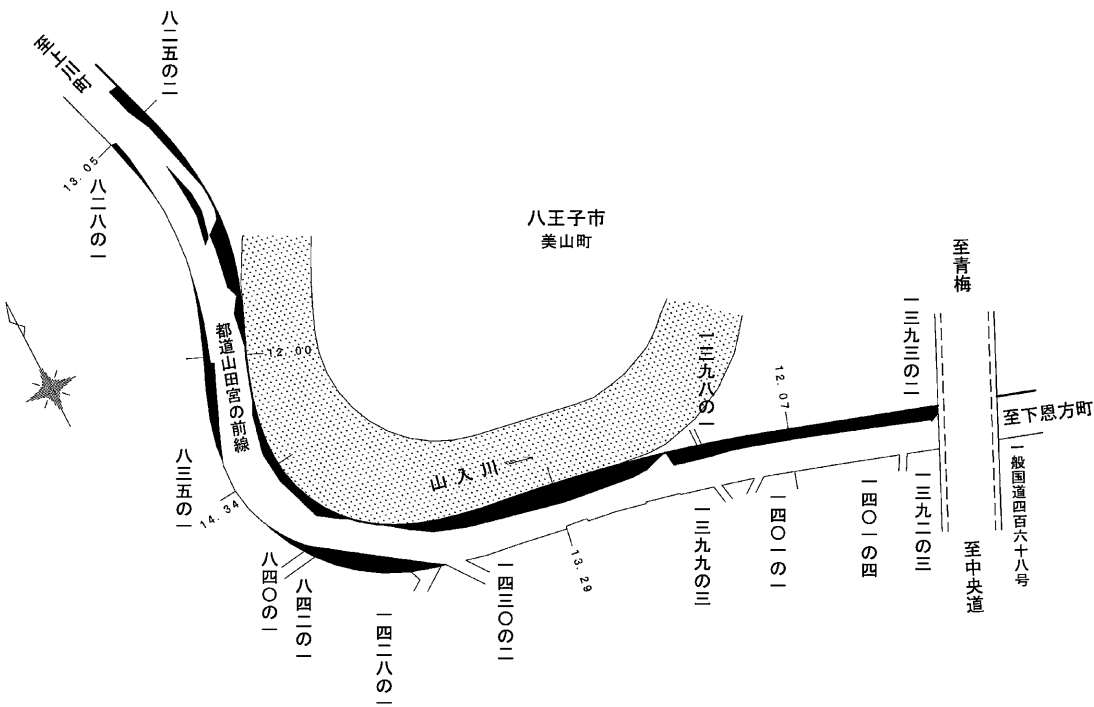
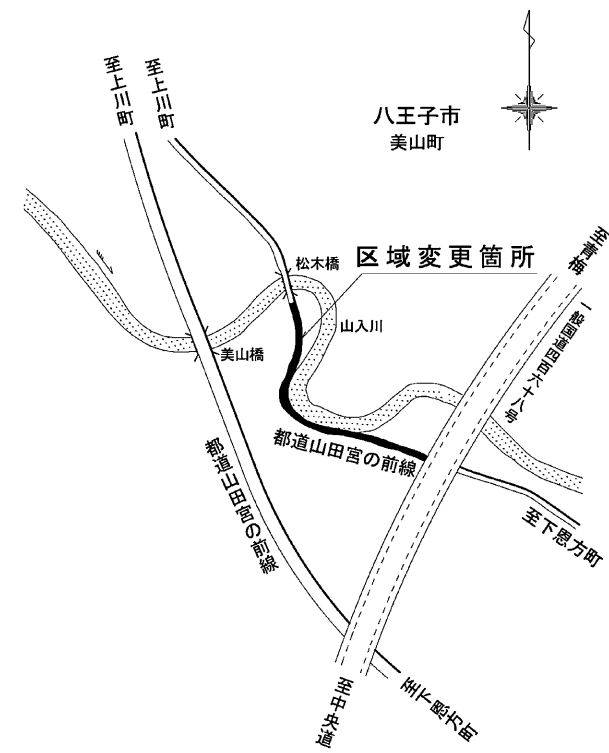
●東京都告示第十五百九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和四年十一月二十五日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十一月二十五日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 山田宮の前

二 変更の区間 八王子市美山町八百二十五番二地内から同所千三百九十三番二地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 三二四・二二メートル
面積 一、一四八・一三平方メートル



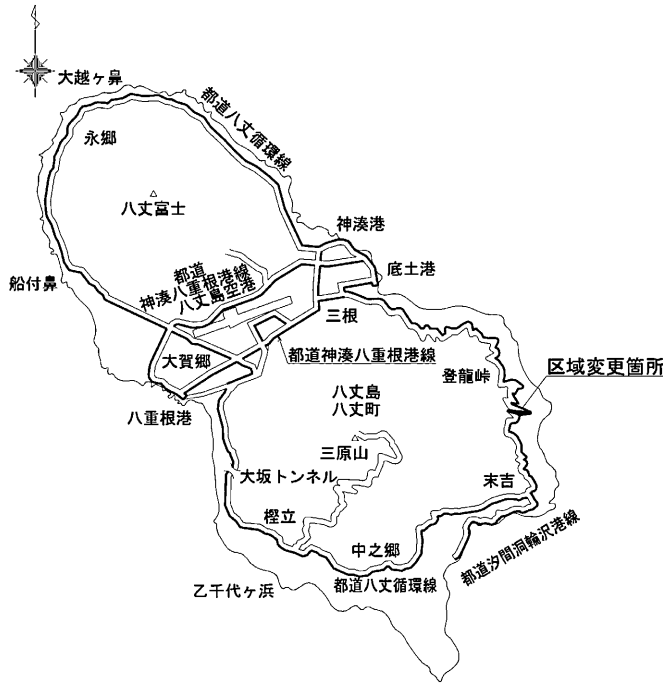
●東京都告示第千五百十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

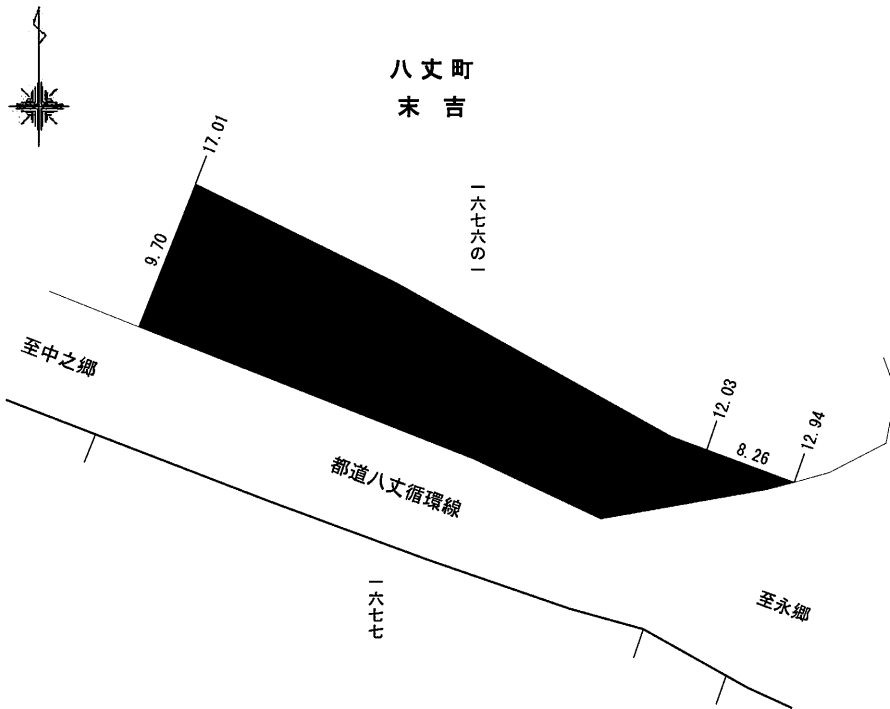
都道八丈循環線区域変更略図
 八丈島八丈町末吉地内



延長 四二・四七メートル
 面積 二九五・八八平方メートル



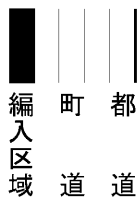
その関係図面は、令和四年十一月二十五日から起算して
 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
 る。
 令和四年十一月二十五日



一	路線名	東京都知事 小 池 百合子
二	変更の区間	八丈島八丈町末吉千六百七十六番一地内
三	変更の概要	別図表示のとおり

別図

都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町末吉地内



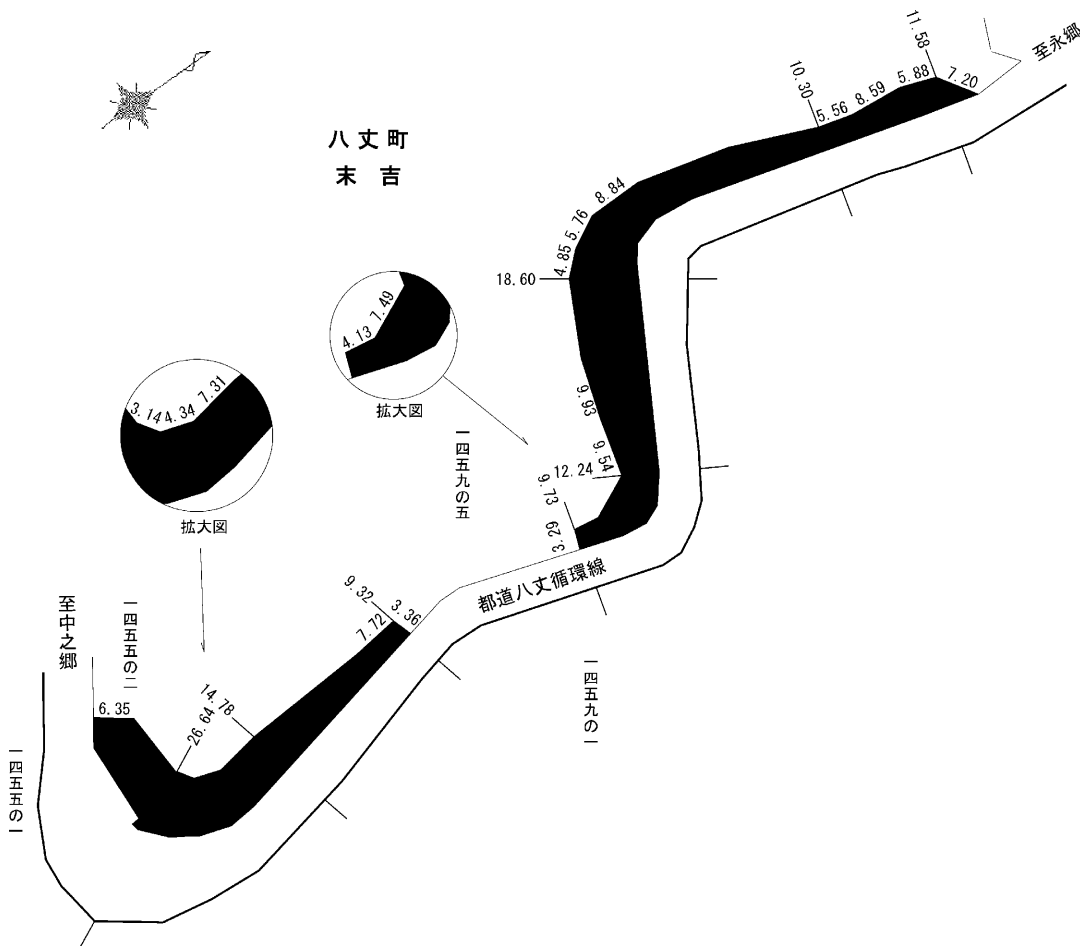
延長 二〇二・三五メートル
 面積 一、一九一・九三平方メートル



●東京都告示第五百一十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年十一月二十五日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す。
 令和四年十一月二十五日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 八丈循環線

二 変更の区間 八丈島八丈町末吉千四百五十九番五地内
 から同所千四百五十五番二地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり



告 示（収用委）

●東京都収用委員会告示第四号

東京都収用委員会規程（昭和四十四年東京都収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十五日

東京都収用委員会

第十条を次のように改める。

（審理の運営）

第十条 審理の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とし、第十四条から第十六条までを二条ずつ繰り上げる。

別記様式を削る。

●東京都収用委員会告示第五号

東京都収用委員会の公正な審理の確保に関する規程を次のように定める。

令和四年十一月二十五日

東京都収用委員会

東京都収用委員会の公正な審理の確保に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第五十九条及び東京都収用委員会規程（昭和四十四年東京都収用委員会告示第一号。以下「委員会規程」という。）第十条の規定に基づき、東京都収用委員会（以下「委員会」という。）の公正な審理の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 審理会場 審理を行う会場をいう。

二 出席者 法第八条第一項に規定する起業者、同条第二項に規定する土地所有者、同条第三項に規定する関係人、法第六十三条第五項に規定する参考人及び鑑定人、法第九十四条第三項に規定する裁決申請者及びその相手方並びに法第三十六条に規定する代理人のうち、審理会場に入場し、審理に出席する者をいう。

三 傍聴人 審理会場において、審理を傍聴する者をいう。

四 会長等 会長又は指名委員（指名委員が複数の場合にあつては、委員会規程第八条ただし書の規定により指定された指名委員）をいう。

五 係員 会長等の命を受けた係員をいう。

（出席者の入場手続）

第三条 出席者は、審理の当日、受付で出席者本人であることを申し出なければならない。

2 出席者のうち法第三十六条に規定する代理人は、審理に出席する場合は、審理開始前にその権限を証する書面を委員会に提出しなければならない。

3 出席者は、審理会場に入ろうとするときは、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴手続）

第四条 傍聴人は、傍聴券（別記第一号様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 会長等は、傍聴席の数を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴券は、審理の当日、枚数を定めて先着順により一人につき一枚を交付する。ただし、会長等が必要と認めるときは、他の方法により交付することができる。

4 傍聴券の効力は、傍聴券に記載された事件及び日限りとする。

5 前各項の規定にかかわらず、報道関係者で委員会が認めるものは、傍聴証（別記第二号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

6 傍聴人（前項の報道関係者を含む。）は、審理会場に入ろうとするときは、係員の指示に従わなければならない。

（審理の非公開）

第五条 会長等は、審理の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、審理を公開しないことができる。

2 前項の規定により、委員会又は会長等が審理の途中において審理を公開しないこととしたときは、会長等は、その旨を告げるとともに、会長等が指定する者以外の者に退場を指示するものとする。

3 前項の規定により退場を指示された者は、直ちに審理会場から退場しなければならない。

(審理会場への入場制限)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理会場に入ることができない。

一 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす手段となり得る物を携帯している者

二 拡声器、無線機、楽器の類いを携帯している者

三 張り紙、ビラ、立看板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、横断幕、傘の類いを携帯している者

四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、仮面、異様な衣装の類いを着用又は携帯している者

五 酒気を帯びている者

六 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は審理の公正を害するおそれがある」と認められる者

(出席者の発言)

第七条 出席者は、審理において、会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言してはならない。

(審理会場での規律)

第八条 出席者及び傍聴人は、審理会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語、拍手その他騒がしい行為をしないこと。

二 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

三 飲食又は喫煙をしないこと。

四 みだりに席を離れ、また、所定の場所以外に立ち入らないこと。

五 携帯電話等の通信機器（電子メール、インターネット等の通信機能を搭載可能な電子機器一切を含む。）は、電源を切り使用しないこと。

六 会長等又は係員の指示に従うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

2 前項第五号の規定にかかわらず、出席者又は第四条第五項に規定する報道関係者は、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）に保存されている電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の閲覧、電磁的記録による文書の作成等に用いるため、パソコンを使用することができる。ただし、パソコンを使用するときは、あらかじめパソコン使用申出書（別記第三号様式）を提出し、電子メール、インターネット等の通信機能を遮断すること及び第九条に規定する禁止事項の目的で使用しないことを申し出なければならない。

3 傍聴人は、審理における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明してはならない。

(写真撮影等の禁止)

第九条 委員会が行うものを除き、審理会場又は入場手続若しくは傍聴手続の受付場所において、写真、動画等の撮影、録音若しくは録画又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を受けた場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第十条 会長等は、出席者又は傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、又は係員をして制止させるものとする。

2 会長等は、出席者又は傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、法第六十条第三項の規定により退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、公正な審理の確保に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解釈の基準)

第十二条 この規程の運用に当たっては、法第六十二条の規定に基づく公開の原則に反しないよう努めなければならない。

別記第1号様式 (第4条関係)

(表面)

(事件番号)
(事件名)

No. (発行番号)

傍 聴 券

年 月 日
(当日限り有効)

東京都収用委員会

(裏面)

注 意 事 項

東京都収用委員会の公正な審理の確保に関する規程 (抜粋)

(審理会場での規律)

第8条 出席者及び傍聴人は、審理会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語、拍手その他騒がしい行為をしないこと。
- 二 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れ、また、所定の場所以外に立ち入らないこと。
- 五 携帯電話等の通信機器（電子メール、インターネット等の通信機能を搭載可能な電子機器一切を含む。）は、電源を切り使用しないこと。
- 六 会長等又は係員の指示に従うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

2 (略)

3 傍聴人は、審理における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明してはならない。

(写真撮影等の禁止)

第9条 委員会が行うものを除き、審理会場又は入場手続若しくは傍聴手続の受付場所において、写真、動画等の撮影、録音若しくは録画又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を受けた場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第10条 会長等又は出席者又は傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、又は係員をして制止させるものとする。

2 会長等は、出席者又は傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、法第64条第3項の規定により退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

第2号様式 (第4条関係)

No. (発行番号)

報道機関名
氏 名

(事件番号)
(事件名)

傍 聴 証

年 月 日

東京都収用委員会

第3号様式（第8条関係）

パソコン使用申出書

（事件番号）
（事件名）

上記事件の審理（ 年 月 日開催）において、パソコンに保存されている電磁的記録の閲覧、電磁的記録による文書の作成等に用いるため、パソコンを使用します。

使用に当たっては、パソコンの電子メール、インターネット等の通信機能を遮断し、東京都収用委員会の公正な審理の確保に関する規程の第9条に規定する禁止事項（写真、動画等の撮影又は録音若しくは録画）を行わないことを遵守します。

年 月 日

住所（又は所属）

氏名

東京都収用委員会会長 殿

告 示（消）

●東京消防庁告示第9号

東京消防庁の分室等の名称及び位置（平成30年3月東京消防庁告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

第4項を次のように改める。

4 東京消防庁大井分室

品川区南大井四丁目18番7号

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八

条第一項の規定により中野二丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

吉田 稔夫

二 住所

中野区新井二丁目四十五番八号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

昭島市田中町二丁目三百六十九番、同番地先及び三百七十番
代表取締役 築地 重彦

福生市大字福生字奈賀八百六十二番一及び大字福生字武蔵野二千二百五十番八十五番地
福生市大字福生字六百二十六番地
田村半十郎

西多摩郡日の出町大字大久野字萱窪千七十八番一及び千八十一番一
山梨県大月市富浜町鳥沢三十九番地二
株式会社解氏工芸貿易
代表取締役 大平 歩

西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部字中平二百八十七番七
西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部二百八十七番地
加藤 裕子

東大和市奈良橋六丁目八百八十番七、同番八、八百八十二番一、八百八十四番一及び同番二（第二工区）
葛飾区東金町三丁目二十三番十三号
社会福祉法人大龍会
理事長 鈴木 常英

清瀬市中里三丁目九百七十六番二、九百七十七番一及び同番三から同番五までの各一部（第四工区）
西東京市東伏見三丁目六番十九号
西東京市南越谷一丁目

西東京市泉町六丁目二千三百六番一及び同番三
埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

代表取締役 小寺 一裕
代表取締役 品川 典久

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和四年十一月二十五日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五八四二 青木管工 青木 規至 江東区北砂四丁目十八番六号

五八四四 高瀬設備 高瀬 鍛 西東京市新町三丁目十一番二十四号

五八四五 株式会社 清水 義治 練馬区田柄二丁目三十番十六号

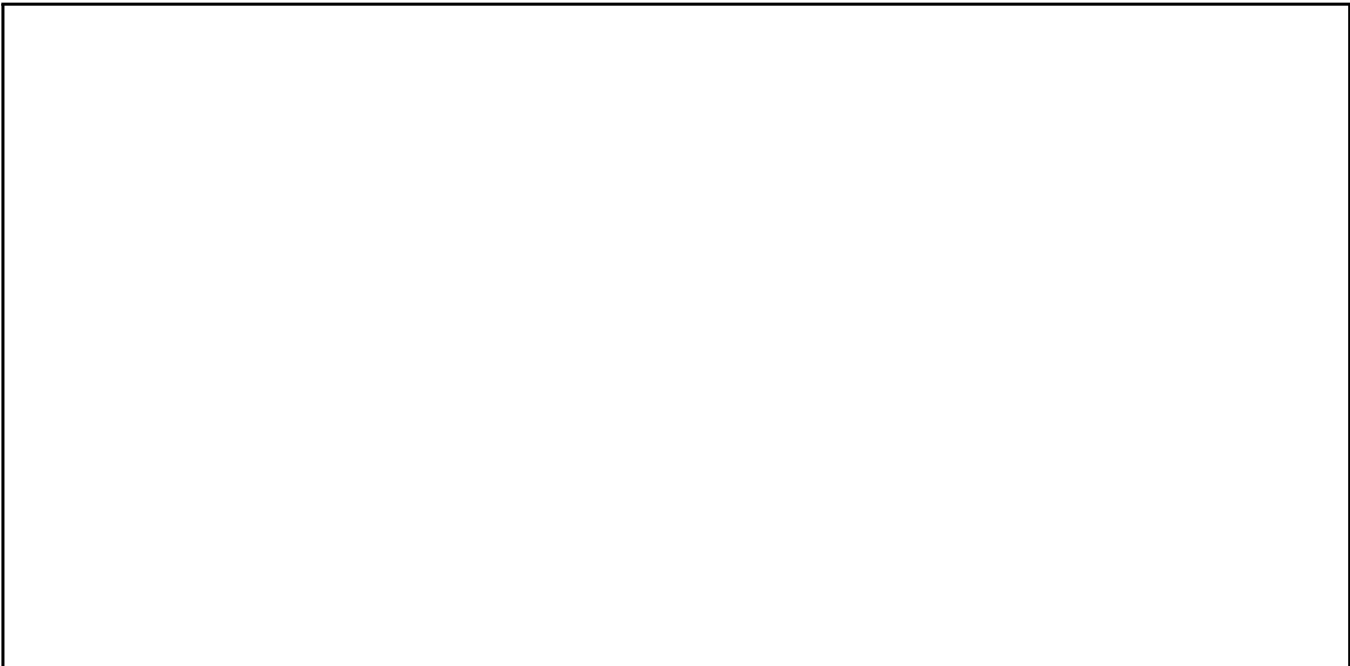
五八四六 株式会社 渡部 功治 足立区伊興一丁目一番十五号

五八四七 株式会社 石森 浩昭 府中市押立町二丁目二十五番地の四十一番

五八四八 株式会社 知花 敏之 葛飾区東金町一丁目二十一番一号 篠田ビル三階

二 指定年月日

令和四年十月二十六日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

